

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 373

2018年(平成30年)3月25日発行

発行所: 自由同和大阪府本部事務局
 堺市堺区福原町西1丁目番22号 三徳ビル5F
 電話(072)224-1111
 発行人: 阪本孝義
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)
 販 送: 三菱東京UFJ銀行堺支店(株)0016138

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

大阪府本部に新たに守口支部・西支部が設立
 平成30年3月9日開催の理事会に於いて承認される。
 守口支部
 吉田 大 部長
 大 島 副部長
 西支部
 西 野 大 部長
 山竹 副部長
 徳 久 副部長
 地 谷 副部長
 貴 尚 支 部 長
 之 久 支 部 長
 事 務 局 部 長
 副 支 部 長
 副 支 部 長
 副 支 部 長



大阪市同和関連部局との質疑応答

平成30年2月7日(水)午後1時より大阪市役所第1共通会議室に於いて、「平成30年度大阪市同和問題関連部局との要望書協議」が開催されました。阪本会長の挨拶で始まり、関連部局より回答がありました。

その後、質疑に移り「いじめの問題では小中一貫校に於いて1クラス対応校における学校や教育委員

平成30年度大阪市同和問題 関連部局との要望書協議

2018(平成30)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

大阪市長 吉村 洋文 様

2017(平成29)年11月1日
 自由同和大阪府本部
 会長 阪本孝義
 自由同和大阪府本部
 大阪市内ブロック協議会
 代表 重 博 文

貴会におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、平成14年3月に同和対策の特別措置法が失効し、この間、行政による啓発をはじめとする様々な施策や運動団体の取り組みにより、差別事象は減少し、解決の過程にあるものの、同和問題は完全に解決されたわけではありません。

こうした中、昨年12月に部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思っておりますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、昨年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載があります。

この様に、あらゆる差別が解消され、すべての人権が尊重される社会が構築されてきている今、簡易・迅速・柔軟に人権救済を図ることを目的とした、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権補償法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力をお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのために、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様へ理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましては、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配をお願い申し上げます。

会の対応に関する質問やいじめによる不登校生徒への対応の問題、「市営住宅の諸問題点」、「阪本会長より単に建て替えてではなく『まちづくり』という構想をもとに考慮すべきではないか」など活発に意見され、紛糾する場面もありました。時間的制約もあり後日回答になる場面もありました。

今後も、積極的に同和問題の完全解決並びに、人権問題の解決のため施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向け努力することを確認し終了しました。

2 基本姿勢

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立により新たな施策は講じられるのか。また、新規事業や一社対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 昨年度、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第4条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成28年度に発生し、大阪市・大阪府教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。また、国の機関である法務局などの様に連携が行われているか明らかにされたい。
- (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。また、議員の認知状況についても明らかにされたい。
- (5) 同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、この間、後退している感が拭えないが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めがかかると思われる。そこで次の4点について明らかにされたい。
 - ①職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が求められたい。
 - ②同和問題解決のため、市民に対して行っている啓発事業の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が求められたい。
- (6) 学校現場における人権教育の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が求められたい。
- (7) 平成28年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実が求められたい。
- (8) 大阪市の就学前教育の実施と進捗状況を明らかにされたい。
- (9) 小中一貫教育の現状と新たな学校としての「総合教育学校」の現状を明らかにされたい。
- (10) 安定就労に向けた雇用対策及び就業差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (11) 自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。
- (12) 団塊の世代の高齢化等により、国民年金受給者や低所得者が増加するため、今後公営住宅の供給がさらに必要になってくると予想される。こうした状況について、明らかにされたい。
- (13) 高齢者の健康増進の中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見舞される「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに和否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対応されたい。子どもや障がいのある方など、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会の実現とそのためのセーブティネットの充実に向けた、施策の方向性や今後の取り組みを明らかにされたい。

- (12) 旧同和地区の高齢化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、民間事業者の力を活用するなど工夫を行い「まちの活性化」に取り組んでいただきたい。
- (13) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- (14) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっており、大阪府が実施された「子どもの貧困」に関する実態調査結果をもとに、大阪府としてどのような取り組みを進めるのかを明らかにされたい。
- (15) 幼児及び児童虐待の実態と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (16) 待機児童の現状と待機児童解消に向けた今後の対策について明らかにされたい。また、「認定こども園」へ移行の現状と、待機児童解消への方策となっているのかを明らかにされたい。
- (17) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて4年が経過したが、その後の指導と対策について明らかにされたい。また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用効果を明らかにするとともに、充実に努められたい。子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を憂ひ、安全確保により一層、力を入れていただきたい。
- (18) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立を恩恵したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のため取り組みを明らかにされたい。
- (19) 同和問題の早期解決に向けた地域の実情や事業の必要性の的確な把握を促す為の方策を明らかにされたい。
- (20) 同和問題の早期解決のための総合調査機能を有する機関等のあり方について見解を明らかにされたい。
- (21) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (22) LGBTに関する大阪市の考え方や取り組みに関して明らかにされたい。また、LGBTの性的マイノリティについて、平成27年度「性同一性障害に係る児童生徒に対する支援策など対応の実態等について」が通知されたが、大阪府としてどのように対応されるのか、学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであるとする。道徳」に関する大阪市の考え方を明らかにされたい。地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組みを進めているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

※要望書への大阪市の回答は次号(374号)に掲載予定です。

